特定二十六―八　スギ林育二―百九十　〃
特定二十六―九　スギ林育二―百九十九　〃
特定二十六―十　スギ林育二―二百　〃
特定二十六―十一　スギ林育二―二百六　〃
特定二十六―十二　スギ林育二―二百八　〃
特定二十六―十三　スギ林育二―二百九　〃
特定二十六―十四　スギ林育二―二百十三　〃
特定二十六―十五　スギ林育二―二百十四　〃
特定二十六―十六　スギ林育二―二百十七　〃
特定二十六―十七　スギ林育二―二百十九　〃
特定二十六―十八　スギ林育二―二百三十三　三
特定二十六―十九　スギ林育二―二百三十四　〃
特定二十六―二十　スギ林育二―二百三十五　〃
特定二十六―二十一　スギ林育二―二百五十六　〃
特定二十六―二十二　スギ林育二―二百六十五　〃
特定二十六―二十三　スギ林育二―二百七十　〃
特定二十六―二十四　スギ林育二―二百七十三　〃

○**農林水産省告示第百三十九号**

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十六年十月一日から同年十二月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、五九一、三〇〇円
褐毛和種	一頭につき、五二一、三〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、三七七、七〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一五九、五〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、三四六、〇〇〇円

○**国土交通省告示第四十号**

石狩川（幾春別川・芦別川）総合開発事業により建設した桂沢ダムは、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）附則第二項の規定により平成二十六年十二月十九日に同法第二条第一項に規定する多目的ダムとなったので、特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）附則第四項の規定により、公示する。

平成二十七年一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

○**関東地方整備局告示第二十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
厚木市金田字新台畑下一四一九番三から伊勢原市善波一〇〇二番二まで	前	A 一三・六〇～七三・二〇（メートル）	一五・六〇八（キロメートル）	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一〇・五〇～一五七・五〇	一・二五八	
		C 三五・〇〇～三一〇・〇〇	一・三一三	
	後	A 一三・六〇～七三・二〇	一五・六〇八	
		B・D 一〇・五〇～一五七・五〇	一・三一三	
		C・E 二七・八五～三五九・九二	四・八九九	
		F		

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○**北陸地方整備局告示第五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
村上市坂町字腰廻一七四九番一〇地先から同市下鍛冶屋字大口四一五番一まで	前	三〇・五〇～四〇・五〇（メートル）	〇・〇二二（キロメートル）	
	後	二九・五〇～四〇・二五	〇・〇二二	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○**北陸地方整備局告示第六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	村上市坂町字腰廻一七四九番二四地内	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月二十日

○**四国地方整備局告示第二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	高知県幡多郡黒潮町入野字神ノ前六一〇番一から同町入野字浅ヶ谷五七七番一まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月二十日